

配送車基準書

(1) 車両台数

配送車は、事業者の負担において「配送計画」を滞りなく遂行するために必要な台数を用意すること。なお、配送車は給食配送回収専用車両とし、その他の業務に使用してはならない。

※ 事故等の際に、代替車両で対応できるよう、体制を整えること。

(2) 車種等

普通貨物（事業用）等

(3) 最大積載量 2,000kg又は3,000kg

※ 北地区、東地区給食センター対象校への対応食配送車は、衛生管理及び配送・回収時間を考慮した上で、より有効な車種等を検討すること。

(4) 装備・仕様

ア 保冷仕様とすること。

イ 食缶、食器等を収納するコンテナ6台が積載可能であるものとする。

センター	コンテナサイズ	コンテナ1台あたりの重量	コンテナ1台あたりのクラス数
北・東地区給食センター	間口125cm×奥行73cm×高さ141cm	300～350kg	6クラス
西地区給食センター	間口132cm×奥行75cm×高さ157cm	390～430kg	5クラス

ウ 荷台は防塵・防水・保温のため、塗装を施したアルミ製パネルで覆い、密閉できるようにすること。

エ 内装の内板は、抗菌アルミ製とし、搬送中にコンテナ同士が接触損傷することを防止するための固定用の仕切り柵を設けること。

オ コンテナ積み下ろしの際の安全対策措置を講じること。

カ 車両には、八戸市が指定する文字「八戸市立学校給食センター」を表示すること。
なお、表示の色及びサイズは別途協議することとする。

キ 学校給食運搬専用車とし、学校給食運搬以外の使用は不可とする。

(5) 車両の管理等

ア 車両は、自社において清潔な場所で保管・管理するとともに、清掃及び殺菌を励行し、常に良好な衛生状態を保つこと。

イ 円滑に業務が遂行できるように常に車両整備を行っておくこと。

ウ 車両及び業務の処理に必要な器具等にかかる費用全てを、受託者の負担とする。

エ 車両には、車両の洗浄・消毒作業記録及び運転日報並びに点検記録を常備すること。

オ 車両の車種、ナンバー、年式等が分かる書類（車検証の写し、車輛の写真）を委託者に提出すること。

カ 使用する車両は自動車保険に加入している車輛とし、任意保険の証書の写しを委託者に提出すること。